

ニュース

# 全関労

2019年  
3月20日  
VOL. 46  
No. 2

東京都台東区小島1-8-7

03(3863)3433

全関東単一労働組合本部

## 新自由主義グローバリズム・アベノミクスと対決し

# 生活できる賃金・社会保障・生存権を勝ち取ろう

この4月から「働き方改革」関連改悪法が施行される。同時に、「少子高齢化」対策を口実として無権利・人権無視の外国人労働者導入を拡大する改悪入管法も施行される。安倍政権は女性、高齢者、「障害者」、外国人労働者を非正規・低賃金労働力として労働市場に引き入れて徹底的に搾取・収奪する一方で、医療、介護、年金、生活保護などの社会保障制度を改悪し全面解体しようとしている。

厚労省の「毎月勤労統計」不正が示すように、安倍政権は国家統計の偽装によって自らの新自由主義経済政策Ⅱアベノミクスの破綻を覆い隠し、独占資本優位の格差社会をいつそう進めながら9条改憲・天皇元首化・日米軍事同盟強化を基軸に戦争国家化への道をひた走っている。

安倍政権の戦争国家化、社会保障解体攻撃と対決し、われわれが社会生活を営むに足る賃金・労働条件の獲得、8時間労働制再確立を闘いとうろ。社会保障解体をゆるさず、生存権を勝ちとろう。

## 最低時給1500円を勝ち取ろう

### 全国一律最低賃金制確立を

アベノミクスをはじめとする歴代自民党政権の新自由主義経済政策によって非正規労働者は著しく増大し、今や全労働者の4割を占める。そして非正規労働者の大半が無権利状態で、低賃金・長時間労働を余儀なくされている。

## 無資格者を排除するのは何のため

保育現場から（地域分会）

私はK福祉会のH園の一時預かり保育事業で週3回のパートで勤務しています。勤続は6年目となりますが、昨年末に園長から、「来年度から有資格者での保育をするので午前中週2回の勤務になるが、それでも続けますか？」という話がありました。同じ職場5人のうち無資格の3人にも同じ話があったようです。職場では有資格の職員がその日の活動内容を決めますが、無資格職員の方が長く勤めていて影響力もあるので、みんなで力を合わせて保育をしてきました。やはり園は非正規労働者を使い捨てるようにしか考えていないと憤りを感じます。そして一時預かりは保育の規制緩和の一つだとも感じます。

安倍政権は今年10月から「幼保無償化」を予定し、国会で関連法案の審議が開始されています。「幼保無償化」に対しては、高額所得者を優遇するもので待機児童対策こそ優先すべきだ、との批判があります。そして、「幼保無償化」において、「保育の質を高める」として施設の有資格者（保育士）の比率を高めるとしています。園の無資格者排除は政府の「幼保無償化」を見越したものだと思われまます。

しかし、前述したように無資格でも長く勤めた職員の方が職場の実情や園児のことをよく把握しています。有資格者が多いから「保育の質が高い」と考えるのは職場の実情を知らない人がいうことです。無資格者を一律に排除する政府や園のやり方では「質の高い」保育はできないと思います。

## 派遣労働者の派遣先への直接雇用をかちとる

大橋病院分会

今年3月末で派遣期間満了となる病棟看護補助者が東邦大学大橋病院への直接雇用を求め、組合加入した。これまでに組合は法人に対し、偽装請負の是正中に派遣を再び導入したことに抗議し、派遣労働者のクビ切りをやめ直接雇用するよう申し入れていた。公然化をして交渉した結果、第2回団交で4月1日より法人の直雇用とすることを確認した。しかし、法人は「新規採用の賃金」「年休は初年度12日付与」（勤続3年は20日付与）などと言い、これに納得できなかったら直雇用はしないとまで恫喝してきた。組合員は「3年間耐えてきたのは直接雇用になるため」と言っていたが、法人の姿勢にさらに怒りをもった。これが3年間、安くこき使ってきた派遣労働者に対する態度かと抗議をし、引き続き月額賃金と年休付与日数については勤続年数や経験などを考慮して労使協議のうえで決定することを確認した。

現在、大橋病院は新病院の高効率を目指す経営方針のもと、病棟看護補助者は欠員状態である。年休も取れない状態であり、年休の残日数を完全取得できない責任をとって残日数を持越しできるよう要求している。また、職場では同僚からの嫌がらせも続いており、安心して働き続けるために職場環境の改善・欠員補充が必要だ。法人は、いまもなお欠員を派遣で補充するという方針で、「直接雇用のルールをつくる」とまで言っている。人格まで否定する差別雇用の派遣という働き方を職場からなくしていきたい。

技能実習生は「時給300円の労働者」と呼ばれている。残業の時給が300円程度であることが珍しくないからである。これは最低賃金法や労基法に違反する違法な賃金額である。形式上、最低賃金と同額の賃金を支払うことにおいて、寮費、水道光熱費等と称して不当な高額な金額の控除を行って、基本給が半額以下になることもある。

政府は国会答弁で、「同じ職種内での勤務先の変更を認める」「日本人と同等以上の報酬を支払う」「悪質ブローカーを排除する」と吹聴しているが、これらは法には書き込まれていない。「在留期間上限5年」も同様だ。これら法制度の骨格部分はいずれも政省令、つまり政府の一存で決められる仕組みになっているのだ。

民族差別と排外主義につらぬかれた入管体制を解体しよう。外国人労働者への人権侵害を許さず、日本人労働者との同一労働同一賃金・同一権利をかちとろう。

- ★非正規差別・女性差別賃金を打ち破り、全国一律最低賃金制を勝ち取ろう！
- ★時給1500円を勝ち取ろう！
- ★外国人労働者差別、使い捨てをやめろ！
- ★消費税増税・軍事費増・税制改悪反対！
- ★医療・年金・介護・社会保障制度の解体許さず生存権を勝ち取ろう！
- ★8時間労働制を再確立しよう！
- ★労基法36条を撤廃しよう！
- ★安倍政権打倒！労働者国際連帯で闘おう！

## 改憲・天皇即位反対！非正規差別撤廃！

### 5.1

### 闘うメーデーの復権を

安倍政権は今年5月1日、労働者・労働組合の国際闘争日・メーデーに新天皇即位をぶつけてきた。われわれは労働者階級をなめきり、メーデー破壊に貫かれた政府・独占資本の策謀を徹底的に弾劾する。

そして5月1日と即位式の10月22日を今年限りの休日としたことによって、4月27日から5月6日まで「10連休」となる。「新天皇の即位を祝い、ありがたく10連休をいただいけ」というわけだ。

だが、10連休は非正規労働者にとっては首切りと同じだ。その間、収入の道が閉ざされる。公立病院や官公庁は長期の休院・休業となり、著しい不便を強いられ、場合によっては生命そのものに関わる事態になる。

われわれは「即位・改元・休日化・祝意」反対を掲げて今メーデーを闘う。すべての仲間たち、5・1メーデーをストライキ・職場放棄で闘おう。

- ◆ 5月1日(水) 13時15分〜 集会後デモ
- ◆ 日比谷図書館4F スタジオプラス
- ◆ 記念講演…講師・鈴木裕子さん  
(女性史・社会運動史研究)
- ◆ 主催…2019反天皇制メーデー行動(準)  
(全関労呼びかけ)

労働者の貧困と格差は拡大し、年収200万円以下のワーキングプアは1085万人、21・9%で、12年連続100万人以上の高水準である。一方で大企業に独占資本は相次ぐ法人税引き下げと賃金抑制などによって内部留保は増え続け、2017年度は前年度を22兆円も上回り425兆円となっている。

今年10月からの消費増税、それを見越した食料品など生活関連商品の値上げが相次ぐ中、時給1500円は最低限必要な賃金だ。一日8時間フルタイムで20日間働いたとしても額面24万円にしかならない。一律時給1500円を要求し勝ち取ろう。全国一律最低賃金制を確立しよう。

## 8時間労働制を再確立しよう

残業縮減・労基法36条廃止へ

アメリカの労働者が口火を切り、世界の労働者・労働組合がストライキで闘いつつてきた「8時間労働制」が切り崩されている。特に日本においては「時間外・休日労働協定」、いわゆる36協定によって事実上無制限の残業が可能となってきた。そしてこの青天井の長時間労働によって労働者の心身が蝕まれ、多くの労働者が「過労死」に追い込まれて、現在も後を絶たない。

安倍政権は「働き方改革」関連法の一部、改悪労基法において「罰則付き残業規制」を導入したがそれは形ばかりのもので特例として「月100時間残業」を容認した。

「月100時間残業」は厚労省も認める「過労死ライン」だ。法令で「過労死」を認めるものであり断じて許してはならない。「仕事に8時間を、休息に8時間を、やりたいことに8時間」を合言葉に、世界の労働者・労働組合が血みどろの闘いで勝ち取ってきた8時間労働制を再確立しよう。残業縮減、36協定廃止に向けた職場での取り組みを強化しよう。

## 同一賃金・同一権利をかちとろう

改悪入管法反対 外国人技能実習生制度廃止

安倍政権は昨年12月、介護、建設、農業など14業種の「単純労働」に従事する外国人労働者を受け入れる入管法（出入国管理・難民認定法）改悪を強行した。

現在、日本で働く外国人労働者は約146万人、1年前と比べて約18万人（14・2%）増え、6年連続で過去最多を更新している。政府は今後5年間で最大約34万5000人の受け入れを見込んでいるが、その受け入れ体制はほとんど整備されていない。

最大の問題は国際的にも「奴隷労働」と批判されている外国人技能実習生制度を土台として制度設計されていることだ。「特定技能1号・2号」の新たな在留資格が今年4月から施行され、3年以上の経験がある技能実習生は「一定の技術も日本語能力もある」とみなされ、無試験で1号を取得することができる。